

令和 7 年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

児童生徒一人ひとりの生命と個性を尊重し、障がいの状況及び心身の発達に応じたきめ細やかな教育を行い、豊かな人間性を育み、自立と社会参加を支援する学校

○ 安全・安心な教育環境を基盤に、児童生徒一人ひとりの人格を尊重し、生命と人権を守る学校

○ 知識・技能及び思考力・判断力・表現力の向上、学びに向かう力の醸成により、自立と社会参加に向けた教育を推進する学校

○ 時代のニーズに応え、地域の学校や子どもたちへの支援の充実を図る特別支援教育のセンター的機能を担う学校

2 中期的目標

- 1. 児童生徒一人ひとりの障がい状況や教育的ニーズに応じた支援を充実させるための、授業力・専門性の向上、支援体制の整備**
- （1）学習指導要領に基づき教育課程を改善するとともに、シラバスに基づく計画的な授業の実施と評価を行うことで授業改善と教育課程の見直しを行う。
- （2）計画的な校内研修を実施し教員の授業力・専門性の向上をめざす。教職員による学校教育自己診断「専門性の向上のための研修を推進する」の令和9年度肯定的回答 90%をめざす。（R4：89%、R5：82%、R6：81%）
- （3）主体的に学ぶ力の育成に向けて、授業における I C T機器の積極的な利用を推進する。教職員による学校教育自己診断「ICT 機器が各教科の授業や行事など教育活動全般において活用されている」の肯定的回答 90%以上を令和9年度まで維持する。
- （4）個別の教育支援計画・個別の指導計画を、教育実践を通じてより有効かつ機能的なものへとブラッシュアップさせ、児童生徒一人ひとりに必要な支援を行うことができる体制を整備する。
- 2. 一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた指導の充実**
- （1）共生社会の実現をめざし居住地校交流及び共同学習の充実を図る。
- （2）キャリア教育に取り組み、小学部から児童生徒の実態に応じた段階的な指導を行う。
- （3）社会自立と職業的自立に向けて自己選択や自己決定の力を身につけられるよう進路指導や職業教育を充実させ、保護者への情報提供を行う。保護者による学校教育自己診断「学校は本人保護者のニーズに応じた進路指導を適切に行っている」の令和9年肯定的回答 80%をめざす。（R4：75%、R5：72%、R6：66%）
- 3. 安全安心な教育環境の確立と、児童生徒一人ひとりの人権を尊重した教育の推進**
- （1）府教育庁と連携しながら学校施設の補修・改善を進める。
- （2）大規模災害時及び緊急事態における児童生徒の命を守る取組みの充実を図る。
- （3）いじめの防止に向けた体制づくりと体罰等の撲滅・食の安全の確立をめざす。
- （4）教職員の人権意識・危機管理意識を高め、個人情報を守り適正な管理を行う体制を確立する。
- 4. 地域校園のニーズに応え、地域から信頼される特別支援教育のセンター的機能の発揮**
- （1）地域から信頼される特別支援教育のセンター的役割を担う。教職員による学校教育自己診断「地域における支援教育のセンター的役割をはたしている」の令和9年度肯定的回答 85%をめざす。（R4：65%、R5：68%、R6：79%）
- 5. 校務の効率化等による働き方改革の推進**
- （1）教職員が生き生きと働くことができるよう働き方改革を推進し、長時間勤務の削減に取り組む。教職員向け学校教育自己診断「快適な職場環境づくり」の令和9年度肯定的回答 80%以上をめざす。（R4：54%、R5：74%、R6：67%）

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析〔令和 年 月実施分〕	学校運営協議会からの意見
	第1回 令和7年 月 日（ ）
	第2回 令和7年 月 日（ ）
	第3回 令和8年 月 日（ ）

府立東住吉支援学校（知的障がい教育部門）

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的 目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標[R 6 年度値]	自己評価
1. 児童生徒一人ひとりの障がい状況や教育的ニーズに応じた支援を充実させるための、授業力・専門性の向上、支援体制の整備	(1) 3 観点評価の確実な実施	(1) 学習指導要領を踏まえながらシラバスにそって授業を実施すると共に、3 観点での目標設定と評価がなされるよう徹底する。	(1) シラバスを踏まえながら 3 観点での目標設定と評価がなされるよう、各学部での確認を徹底し、評価時にダブルチェックを行う。保護者による学校教育自己診断「学習の記録は子どもの学習の達成度を的確に評価できるように工夫されている」の肯定的回答を前年度以上にする。[88%]	(1)
	(2) 計画的な校内研修等の実施	(2) 授業力向上・専門性向上をめざし、各学部のニーズに応じた研修を学部毎に企画、実践する。	(2) 各学部の教職員のニーズを調査し、それに応じた学部内研修を学期毎に 1 回以上実施することで専門性の向上を図る。加えて、各学部の代表による研究授業と検討会を年 1 回以上実施することと、指導略案のデータベース化を図ることで授業力向上を図る。	(2)
	(3) I C T 機器を活用した授業づくり	(3) G I G A スクール構想で配備された 1 人 1 台端末を含め、ICT 機器を活用した授業をすすめるため、教員の ICT 活用能力の向上をめざす。	(3) ICT 活用のバリエーションを増やすための ICT 活用事例の研修会を、学部または学年単位で実施し、教職員による学校教育自己診断「ICT 機器を使用するなど効果的な教育活動を行っている」の肯定的回答 90%以上を維持する。[94%]	(3)
	(4) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画のより一層の活用	(4) 校務処理システム「賢者」導入に伴い、「個別の教育支援計画・個別の指導計画」様式の見直しを行う。	(4) 1 学期中に年間スケジュール立案及び新様式の検討、 2 学期よりデータ移行作業、 3 学期に保護者説明を行う。個別の指導計画も教務部中心に同様に進める。	(4)
2. 自立や社会参加に向けた指導の充実	(1) 居住地・学校間・部門間交流及び共同学習の実施	(1) 地域で育つ児童生徒や肢体不自由教育部門の児童生徒と、互いに学びあえる機会を充実させる。	(1) 小・中学部において、本人および保護者の意向を確認して居住地校と協議し、希望者全員に実施する[100%]。昨年度までの取り組みの評価に基づいた、部門間での交流活動を全学部3回以上実施する。	(1)
	(2) 小学部段階より児童生徒の実態に応じたキャリア教育の充実	(2) ア. 全学部において、キャリアプランニングマトリックスに基づいたキャリア教育を実践する。 イ. 不登校児童生徒への登校支援・学習指導を強化する。休みがちな児童生徒が不登校とならないよう教職員の連携を図る。	(2) ア. キャリアプランニングマトリックスを確認しながら各学部でのキャリア教育を進める。教職員による学校教育自己診断「子どもが身につけるべき力を獲得できるよう、系統的なキャリア教育を行っている」において、80%以上の肯定的回答をめざす。[77%] イ. 不登校の児童生徒について、担当する教員への相談体制を整備し、チームで支援に当たる。対象児童生徒の登校日数が減少していかないように取り組む。	(2) ア. イ.
	(3) 社会自立と職業的自立に向けた進路指導や職業教育の充実	(3) ア. 高等部生徒に対する、卒業後の社会自立と職業的自立に向けた進路指導を推進する。 イ. 卒業後の進路先について、教職員の理解を深める。 ウ. 保護者に対する進路選択のための情報提供を充実させる。小・中学部の保護者に対する進路指導の周知を図る。	(3) ア. 高等部職業及び職業コースの授業において、卒業した先輩や先輩が働く事業所の職員の方から、直接進路に関わる話を聞く機会を2回設ける。[2回] イ. 夏季休業中に教職員による福祉事業所見学を、年2回実施する。[2回] ウ. 高等部校内実習の見学会を年2回、地域の事業所を集めた事業所説明会を1回、進路説明会を年に1回実施し、全学部の保護者に周知する。小・中学部の保護者を対象とした進路の相談を実施する。	(3) ア. イ. ウ.

府立東住吉支援学校（知的障がい教育部門）

3. 児童生徒の人権を尊重した、安全安心な教育環境の充実	（１） 学校施設の補修・改善	（１） 教育活動と安全安心な学校施設の整備を両立させる。	（１） 教育活動と知的部門教室棟の大規模修繕を両立し、老朽化した施設を整備する。施設整備委員会を核とした補修箇所早期発見に努め、教職員による学校教育自己診断「学校の施設設備は日常的に点検・管理が行われている」において 85％以上の肯定的回答をめざす。[84％]	（１）
	（２） 大規模災害時等における命を守る体制の確立	（２） 大規模災害時等を想定した避難訓練において、マニュアルどおりの役割分担にて組織的な対応ができるようになる。	（２） 全ての教職員がマニュアルを確認し、自主的に判断して動く実践的な避難訓練を実施する。教職員による学校教育自己診断「防犯・防災計画は全教職員に徹底されている」において肯定的意見を前年度以上にする。[80％]	（２）
	（３） いじめ・体罰等の撲滅と食の安全の確立	（３） ア．いじめの早期発見、早期解決ができるよう、組織力の向上を図る。 イ．「食物アレルギー対応マニュアル」を徹底し、給食や食に関する活動を安全に実施する。	（３） ア．いじめに関する対応フローチャートを 1 学期中に全教職員で確認し、小さなトラブルであっても、いじめにつながるようなことがないようチームで確認し、未然防止に努める。教職員による学校教育自己診断「いじめの早期発見や未然防止に努め、起きた際には迅速に対応する体制が整っている」の肯定的回答 90％以上を維持する。[91％] イ．年度初めに食物アレルギーに関するマニュアル確認のための校内研修を実施し、ルール徹底を図る。ヒヤリハット事例の周知を強化し、原因と注意すべき点を共有する。調理実習、泊行事等でも複数チェックを徹底し、アレルギー事故ゼロを維持する。	（３） ア． イ．
	（４） 教職員の人権意識・危機管理意識の向上	（４） ア．教職員対象の研修会を実施し、教職員の人権意識の向上を促す。 イ．本校での個人情報の取り扱い方法を全員で確認し、適正な管理を徹底する。	（４） ア．教職員の人権意識向上を目的とした研修会を 1 回以上実施する。 イ．令和 6 年度に改定した個人情報の取り扱い規定を年度初めに全教職員で確認し、ルールを徹底することで誤配付を防ぐ。	（４）
4. 特別支援教育のセンター的機能の充実	（１） 地域相談支援をはじめとする、地域のセンター的役割の確実な実施	（１） ア．地域内の学校園に対して必要な支援を実施するとともに、地域内の学校園に対して情報発信や研修を実施する。 イ．コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立する。	（１） ア．大阪市立の校園、保育所、就学前施設からの相談依頼すべてに対応するとともに、地域内の学校園を対象とする研修会および情報交換会を実施する。 イ．新たに設置するコーディネーターによる校内支援を実施し、校内での困り感をチームで解決する。 ・ア、イを通じて教職員による学校教育自己診断「地域における支援教育のセンター的機能」肯定的評価を高める。[79％]	（１） ア． イ．
5. 働き方改革の推進	（１） 教職員の働き方改革の推進	（１） ア．労働安全衛生委員会を通じ、労働環境の改善に向けた情報収集と発信を行う。 イ．ノー残業デーとノー会議デーの設定、各教職員の在校等時間の管理により、長時間勤務者を減らす。	（１） ア．労働安全衛生委員会が主導となり、快適な職場環境への要望や意見を集約して改善方法を協議し、対応を周知する。 イ．月 45 時間以上の時間外勤務が見込まれる職員への注意喚起、月 80 時間以上の時間外勤務をした職員へのヒアリングを行う。月 80 時間以上の時間外勤務者数を前年度実績未満にする。[6 人] ア．イ．を通じて、教職員による学校教育自己診断「快適な職場環境の創造をめざした取り組みが行われている」肯定的評価を今年度以上に上昇させる。[67％]	（１）